

## 国際保健規則（IHR2005）について

### 1. 国際保健規則（IHR）の概要

IHR (International Health Regulations: 国際保健規則) は、世界保健機関（WHO）憲章第 21 条に基づく国際規則である。その目的は、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止することである。

1951 年に国際衛生規則（ISR）として制定後、1961 年に国際保健規則と改名された。2005 年の改正前は黄熱、コレラ、ペストの 3 疾患を対象としていたが、SARS、鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症による健康危機に対応できていないこと、各国のコンプライアンスを確保する仕組みが欠如していること、WHO と各国との協力体制が欠如していること、現実の脅威となったテロリズムへの対策を強化する必要があること指摘されていた。このため、2005 年の同規則改正で、次の事項等が盛り込まれ、2007 年 6 月より改正 IHR が発効している。

- 「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern: PHEIC）を構成する恐れのあるあらゆる事象」を、WHO に報告することを、IHR 参加国に義務づけ
- 各国ごとに、IHR 担当窓口（National Focal Point: NFP）を常時確保することを IHR 参加国に義務づけ 等

参考：過去に PHEIC が認定された事例

- ① 2009 年 4 月 25 日 豚インフルエンザ A(H1N1) の発生について宣言（2010 年 8 月 10 日に PHEIC の終了とポスト・パンデミック期への移行が宣言）。
- ② 2014 年 5 月 5 日 野生型ポリオウイルスの国際的な拡大について宣言。
- ③ 2014 年 8 月 8 日 エボラ出血熱の感染拡大について宣言。
- ④ 2016 年 2 月 1 日 ジカウイルス感染に関連した小頭症及び神経障害の多発について宣言。

### 2. IHR に関する動き

IHR 参加国は、サーベイランスや緊急事態発生時の対応等、IHR で定められた体制の整備を、発効後 5 年以内（2012 年 6 月 15 日）に完了することとされており、体制の整備状況を WHO に毎年報告することとされていたが、一部の国では、未だ体制整備が完了していない。日本では、既に国内法の改正等により、必要な体制の整備を完了している。

WHOにおいては、2016 年に参加国の体制整備状況のモニタリングについて、自己記入式の調査による報告のみならず、外部評価等を組み合わせた手法を開発しており、新たなモニタリングの枠組みが開始されている。日本は 2018 年に IHR 合同外部評価を受けた。